

9. 治 安 对 策

1 首都東京を守るテロ等対応力の強化

(提案要求先 警察庁)
(都所管局 警視庁)

- (1) テロ対策資機材の充実強化を図ること。
- (2) 爆発物等テロの手段を封じ込める対策を強化すること。
- (3) テロ等重大事案への捜査能力の向上を図ること。
- (4) 諸外国への技術情報等の流出防止対策を強化すること。

<現状・課題>

近年、世界各地において、爆発物や車両、刃物等を使用したテロが発生する中、I S I L等はインターネットを通じてテロの呼びかけを継続しており、実際に欧米諸国において、その過激思想に影響を受けた者によるテロ事件が発生している。

また、ウクライナ情勢やイスラエル情勢など、国際情勢も厳しさを増しており、他国では大使館を狙ったと思われる事案も発生している。

そのような中、本年3月にはロシアの首都モスクワ郊外のコンサート会場で数百人が死傷するテロが発生し、I S I Lが犯行声明を出した。

そのI S I Lは日本政府もテロの標的として名指ししており、今後も邦人をテロの標的とすることが示唆されるなど、我が国に対する国際テロの脅威が継続する中、I S I L等の過激思想に影響を受けた者による同様のテロが日本国内で発生する可能性は否定できない。

さらに、我が国においても、インターネットを通じて銃器等の設計図、製造方法を容易に入手できるなど、治安上の脅威に深刻な変化が生じており、特定のテロ組織等との関わりがなくても、社会に対する不満を抱く個人がインターネット上における様々な言説等に触発され、違法行為を引き起こすおそれもある。

実際に、テロ組織等と関わりなく過激化した個人による、手製の銃器を用いた銃撃事案や身近に入手可能な凶器を使用した事案等が発生しており、これらの事件は事前の予測が困難であることから、犯行を水際で未然に防止するために警備現場に掛かる負担は重大なものとなってきた。

また、国際情勢が急速に厳しさと複雑さを増し、地政学的緊張が高まる中、我が国の企業、研究機関等が保有する高度な技術情報等は、諸外国の情報収集活動の対象となっており、産学官連携による技術情報等の流出防止対策を推進するとともに、流出に対する取締りを強化することがこれまで以上に求められている。

このような情勢の中、我が国の政治・経済・社会の機能が集中し、国際テロ組織等にとって格好の攻撃対象となり得る重要施設や大規模集客施設が多数所在し、かつ、高度な技術情報等を保有する企業、研究機関等が多数所在する首都東京において、テロ対策及び技術情報等の流出防止対策を強化することは、国と東京都が連携して対処すべき喫緊の課題である。

<具体的要求内容>

- (1) テロの未然防止と事案発生時の事態対処に万全を期するため、テロ対策資機材の充実強化を図ること。
- (2) 国内外研究機関による研究成果等について情報収集するとともに、テロ防止啓発用物品等を作成し、民間事業者や地域住民に広く配布するほか、広報啓発動画を制作し、街頭ビジョン等の媒体を活用した情報発信により、官民が連携したテロ対策を強化すること。
- (3) C B R N鑑識を実現する最新のN B C検知資機材、テロ等重要事案発生時の捜査能力の向上に資する捜査用装備資機材、高度先端技術（8 K、5 G、A I 等）を取り入れた「次世代型採証システム」関連資機材及び高度映像解析システムの導入並びに捜査員の人材育成と能力向上のための必要な財源を確保すること。
- (4) 技術情報等の流出防止に向けて、最新情勢の把握、企業、研究機関等との情報共有、流出事案の実態解明・取締りに向けた資機材の充実強化及び捜査員の能力向上に向けた必要な財源を確保すること。

2 重要インフラ等に対するサイバー攻撃対策の強化

(提案要求先 警察庁)
(都所管局 警視庁)

- (1) サイバーテロ対策協議会を開催し、必要な情報を共有すること。
- (2) サイバー攻撃の発生を想定した官民共同訓練の実施による緊急対処能力の向上を図ること。
- (3) 情報セキュリティ事業者等の知見を活用すること。
- (4) サイバー攻撃対策に従事する捜査員の能力向上や情報収集を行うこと。
- (5) サイバー攻撃対策に関する装備資機材の充実強化を図ること。

<現状・課題>

近年、国内外において政府機関等に対するサイバー攻撃が発生しているところ、我が国の政治・経済・社会の機能が集中する首都東京でサイバーテロ等が発生した場合は、都民、国民の生活や社会経済活動だけでなく、国の治安、安全保障にも重大な支障を及ぼすおそれがある。

令和5年中は、行政機関、民間事業者、学術研究機関等に対する情報窃取を企図した不正アクセス事案や、重要インフラ等の機能に障害を発生させ、社会経済活動に影響を及ぼすサイバー攻撃事案が発生したほか、政府機関や民間企業等のウェブサイトの閲覧障害が発生するサイバー攻撃事案が発生するなど、極めて深刻な情勢が続いている。

また、捜査の過程で、家庭用ルーターがサイバー攻撃に悪用されており、従来の対策のみでは対応できないことが判明したことから、令和5年3月、警察庁及び警視庁において、複数の関係メーカーと協力し、各家庭で所有するルーターについて、初期設定のID・パスワードの変更や最新のソフトウェアへのアップデートなどのほか、見覚えのない設定変更がなされていないか確認するよう注意喚起を行った。

その後の捜査の結果、当該手口を使用しているサイバー攻撃グループについて、中国を背景とする「BlackTech」であるものと強く評価するに至り、同年9月、警察庁をはじめとする日米関係機関により、合同の注意喚起が発出された。

これらの状況を踏まえると、国と東京都が緊密に連携して、①平素から官民が最新の情報を共有し防御力を高める、②官民が連携して事案対処能力を高め、被害の発生と拡大を防止する、③サイバー攻撃事案の捜査及び攻撃者・手口に係る実態解明を推進するといった総合的な取組を強化することが、喫緊の重要課題となっている。

＜具体的要求内容＞

- （１）重要インフラ事業者等で構成されるサイバーテロ対策協議会を開催し、民間有識者による講演、参加事業者間の意見交換や情報共有等を行うこと。
- （２）サイバー攻撃の発生を想定した官民共同の訓練を実施（外部委託）し、実機を使用した事案対処等を行うことで緊急対処能力を高めること。
- （３）情報セキュリティ事業者等の優れた知見をサイバー攻撃の事案対処に活用すること。
- （４）サイバー攻撃対策に従事する捜査員に対する研修を実施して対処能力の向上を図るほか、海外のセキュリティ事業者等との連携による情報収集を行うこと。
- （５）サイバー攻撃の実態解明に必要な装備資機材の充実強化を図ること。

3 総合的な治安対策の充実・強化

1 治安対策の充実・強化

(提案要求先 警察庁)
(都所管局 警視庁)

- (1) 首都警察特別補助金を増額すること。
- (2) 新たな I C T の活用を見据えた警察情報管理システムの基盤整備を図ること。
- (3) 国際海空港等における水際対策の推進を図ること。
- (4) 警察活動における人的基盤の強化を行うこと。

<現状・課題>

令和 5 年中、全国の刑法犯認知件数は、新型コロナウイルス感染症拡大前の令和元年の水準に戻り、都内の件数も 8 万 9,098 件、前年比プラス 1 万 623 件と、2 年連続で増加となった。

このような状況は令和 6 年 1 月に発表された「都民生活に関する世論調査」にも強く反映されており、「都政への要望」では、「治安対策」が前年の第 4 位から第 1 位に上昇している。これは、匿名性の高い通信手段を使いながら離合集散を繰り返す「匿名・流動型犯罪グループ」による広域的な犯罪が発生していることなどにより、都民の体感治安が悪化していることを意味している。

このような状況の下、同調査で治安対策に求める「具体的な要望施策」の第 1 位には「警察官によるパトロールの強化」が挙げられており、引き続きマンパワーを要する治安対策が強く求められている。

その上、警視庁は、国会等の重要施設が集中する首都の治安維持、首相をはじめとする政府要人の警護を担う警察としての特殊性を有しており、潜在的に他の道府県とは比較できない膨大な警察事象を抱えているほか、近年、日本各地で頻発している自然災害では、警視庁管内・管外を問わず警察官を被災地に派遣し、救助活動や行方不明者の捜索を行うなど、日本警察の中核として、我が国全体の治安維持に当たる責務も担っており、治安対策に係る負担は、従前に比べてむしろ増大している。

- (1) 現行の警察法施行令(昭和 29 年政令第 151 号)第 3 条第 4 項の定めでは、首都警察の任務遂行に関する特殊事情を参酌し、国が所要額の一部を補助することとなっていることから、超過勤務手当の補助として昭和 44 年度から昭和 54 年度までは 10 億円、昭和 55 年度から 15 億円が交付されているところであるが、近年、我が国に対するテロ攻撃の脅威の高まりや東京を取り巻く社会情勢の変化等により首都警察としての業務負担が著しく増大しており、治安対策を一層強化する必要があることから、首都警察の財政需要について適正な負担を求める。

(2) 各種犯罪や交通事故の未然防止を図るため、各種防犯活動及びパトロール活動を行っているところ、これまでは、警察官個々の経験等に基づき、様々な方法で各種防犯活動及びパトロール活動を行っている状況にある。

より効果的に犯罪や交通事故を抑止していくためには、ビッグデータ・AIなどの新たなICTを活用し、より高度な分析を行い、防犯活動等に効果的な場所、方法等を考えていく必要がある。また、交通管制や雑踏警備・災害警備等の各種警察活動においても、状況予測による対応策の決定や、それに基づく現場活動を迅速かつ効率的に支援する必要がある。

そこで、新たなICTの活用を見据え、警察情報管理システムの基盤整備を図ることが必要である。

(3) 近年、若年層による大麻の乱用拡大が深刻化し、盛り場を中心とした違法薬物の所持・施用事犯が後を絶たず、都内の薬物情勢は依然として厳しい状況である。

一方で、覚醒剤等の違法薬物密輸入形態は、国際郵便や貨物利用のほか、旅行者を装った携行・携帯型など隠匿手口が巧妙化し、加えて、新型コロナウイルス感染症の影響により減少していた外国人入国者数の増加に伴い、更なる違法薬物の国内流入が懸念されるため、違法薬物密輸入事犯、外国人が嗜好するコカイン等の違法薬物所持事犯等の取締りに資する装備資機材の充実強化を図る必要がある。

(4) 警視庁には、平成27年度に71人、平成28年度に83人、平成29年度に60人の地方警察官の増員が行われるなど、人的基盤の強化を図っているところではあるが、近年は令和6年に定年引上げに伴う一時定員の措置にとどまっており、治安情勢が一段と厳しくなる中においても、多岐にわたる警察活動を効果的に推進し、「世界一安全な都市、東京」を実現するため、可及的速やかに永続的な人的基盤の強化を実現する必要がある。

< 具体的要求内容 >

(1) 現行の15億円から25億円に増額すること。

(2) 各種警察活動の高度化・迅速化・効率化を図るため、新たなICTの活用を見据え、警察情報管理システムの基盤整備を図ること。

(3) 違法薬物の流入による治安悪化を防ぐ対策の一環として、

○ 携帯型薬物特定システム

○ 薬物予試験試薬

等の装備資機材の充実強化を図ること。

(4) 「世界一安全な都市、東京」を実現するため、更なる人的基盤の強化を行うこと。

2 暴力団の対立抗争等への警戒、取締りの強化

(提案要求先 警察庁)

(都所管局 警視庁)

暴力団の対立抗争等の警戒、取締り強化を推進するため、捜査活動に資する装備資機材の充実強化を図ること。

<現状・課題>

暴力団情勢については、山口組分裂抗争が今なお予断を許さない状況であり、六代目山口組と神戸山口組の対立抗争に起因するとみられる銃器を使用した襲撃事件が全国で発生し、9府県の公安委員会が両団体を「特定抗争指定暴力団等」に指定したほか、六代目山口組と池田組については4県の公安委員会が両団体を、さらに、六代目山口組と神戸山口組から離脱した絆會については6府県の公安委員会が両団体を、それぞれ対立抗争状態にあるとして「特定抗争指定暴力団等」に指定した。

また、都内においても、暴力団同士が争う事案が発生している。

今後、対立抗争がエスカレートした場合、都内に所在する暴力団事務所等が対立抗争のターゲットとなり、都内においても、銃器を使用した対立抗争事件の発生が懸念される。

このような情勢を踏まえ、当庁では、各団体傘下組織事務所等の関連箇所に対する警戒、視察を強化し動向を注視しているところであるが、今後も、対立抗争の未然防止や発生時の早期対応、保護対策の徹底等により、都民、国民の安全確保に万全を期すため、捜査活動に資する装備資機材の充実強化が必要である。

<具体的要求内容>

暴力団の対立抗争事件等の警戒及び取締り、保護対象者の安全確保のため、装備資機材の充実強化を図ること。

3 大規模災害対策の推進

(提案要求先 警察庁)
(都所管局 警視庁)

- (1) 災害対策資機材の充実強化を図ること。
- (2) 回転翼航空機の柔軟な調達について検討すること。
- (3) 大規模災害等発生時における緊急通報（110 番通報）の受理機能及び無線指令機能を確保すること。

<現状・課題>

- (1) 警視庁では、時間と場所を選ばずに発生する災害に素早く対応するため、機動隊とともに、高度な特殊技能を有する部隊（特殊救助隊、警備犬等）を編成し、有事即応体制を構築している。

また、都内で発生する災害はもとより、東日本大震災、令和 6 年能登半島地震など、国内外を問わず発生する大規模災害にも部隊を派遣し、救出救助活動等を行っている。

このように、大規模災害が発生すれば迅速的確な対応が求められているほか、首都直下地震はいつ発生してもおかしくないと指摘されている状況であることから、災害対策資機材の充実強化を図るなど、備えを万全にする必要がある。

- (2) 全国的な災害の激甚化・頻発化に伴い、警視庁航空隊を地域部から警備部へ移管するなど、回転翼航空機の広域的な運用を実施していくこととなり、その運用は、迅速・的確かつ、間隙を生じさせないことが必要とされている。

また、東日本大震災や令和 6 年能登半島地震などの大震災でも、現地の被災状況を迅速に把握する手段として回転翼航空機が極めて有用であることが改めて認識された。

しかし、回転翼航空機は保有していない型式の機体が配備された場合、操縦士や整備士の教育訓練等のために予算と期間を必要としており、運用に間隙が生じるおそれがあることから、既に操縦が可能な現有機体と同型式の機体が配備されることが望ましい。

- (3) 警視庁における 110 番通報の受理は、23 区内及び島しょ部からの通報を受理する本部指令センター（警視庁本部庁舎 4 階、千代田区霞が関）と多摩地区からの通報を受理する多摩指令センター（警視庁多摩総合庁舎 4 階、立川市緑町）の 2 か所で行っており、管轄警察署、警ら用無線自動車及び地域警察官への無線指令も併せて行っている。

大規模災害等の発生により、警視庁本部庁舎又は警視庁多摩総合庁舎のどちらか一方が倒壊した場合は、もう一方の指令センターにおいて、警視庁全域からの 110 番通報の受理と無線指令を行うこととしているが、110 番通報した際の接続先（警視庁の場合は、本部指令センターと多摩指令センター）や、これを変更するために要する時間については、110 番通報者に回線を提供し

ている電気通信事業者の設定、設備、体制等に左右されることから、間隙のない切替えを実現させることが必要である。

< 具体的要求内容 >

- (1) 首都直下地震、風水害等の大規模災害に係る危機管理体制を強化するため、災害対策資機材の充実強化を図ること。
- (2) 回転翼航空機の迅速・的確な運用に間隙を生じさせないため、回転翼航空機の柔軟な調達について検討すること。
- (3) 平時から大規模災害等に備え、新たな技術革新に基づく最先端の技術や装置を活用するため、可能な限りの方策を総合的に検討するほか、110 番通報の接続先を変更させる必要が生じた際における間隙のない切替えを実現させるため、機器の整備を行うとともに、電気通信事業者に対し、大規模災害発生時等において切替えが確実にできる態勢の確保を求めること。

4 薬物乱用根絶等に向けた対策の強化

(提案要求先 警察庁)
(都所管局 警視庁)

- (1) 薬物乱用根絶に向けた広報啓発活動を強化すること。
- (2) 薬物再乱用防止対策を推進するための財源を確保すること。

<現状・課題>

都内における薬物事犯被疑者の検挙人員は、平成 17 年をピークに漸減傾向にあったものの、平成 26 年から増加に転じた。令和 5 年中は、2,270 人と前年比で増加しており、依然として根強い薬物の供給・需要実態が認められる。

特に、都内の大麻事犯における検挙人員は、近年増加傾向にあり、そのうち 30 歳未満の年齢層の占める割合が約 7 割で、極めて深刻な事態となっている。

警視庁では、大麻等の薬物乱用防止を目的とする視聴覚 DVD を作成し、各警察署に配布するとともに、YouTube 警視庁公式チャンネル内で公開している。また、昨今の大麻に係る情報の氾濫に対し、警視庁ホームページやツイッターを通じ、大麻に特化した啓発資料である「No More 大麻」を掲載するなど、インターネットや SNS などのメディアを通して都民に対し、広く薬物乱用防止を訴えている。さらに、各学校や企業を対象に、リモートを併用した薬物乱用防止講座を実施するなど、各種広報啓発活動を推進しているところである。

また、令和 5 年における全国統計では、覚醒剤事犯検挙被疑者の約 7 割が再犯者であるという現状を踏まえ、警視庁では、取扱いが終了した被疑者等に対し、薬物再乱用防止のための相談・治療機関等の情報提供や、唾液による簡易薬物検査キットを活用した薬物再乱用防止対策を実施している。

これは、再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）及び「再犯防止推進計画（平成 29 年閣議決定）」において、再犯の防止等に関し、地域の状況に応じた施策策定等が地方公共団体の責務と規定された上、平成 31 年 3 月には「東京都薬物乱用対策推進計画」が改定され、薬物問題を抱える人への相談・支援体制の充実等が規定されたことによるものである。よって、今後、国、都及び区市町村、さらには、相談機関、医療機関、自助活動を実施している民間機関等との連携を一層強化し、薬物再乱用防止対策を推進していく必要がある。

警視庁では、関係機関と連携した研修会等を積極的に開催していくとともに、若年層をターゲットとした広報啓発活動、関係機関の専門家等による薬物依存症に関する普及啓発講演等の充実を図っていく必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) インターネット・SNS 等を中心とした幅広い層が視聴するメディアを活用し、違法薬物の危険性・有害性を周知させる広報啓発活動の推進を図ること。
- (2) あらゆる薬物再乱用防止対策の充実に向けた財源を確保すること。

5 子供・女性等の被害防止に向けた対策の強化

(提案要求先 警察庁)

(都所管局 警視庁)

子供・女性等を犯罪から守るため、各種広報啓発活動を推進すること。

<現状・課題>

都内におけるストーカー事案や配偶者からの暴力事案（DV）をはじめとする人身安全関連事案を取り巻く情勢は、相談等の受理件数及び児童虐待の通告児童数が前年から大幅に増加し過去最多を更新したほか、痛ましい児童虐待死事案も発生するなど、依然として厳しい状況が続いている。

また、子供がSNSを介して福祉犯罪等の被害に遭う事案や女性がホストクラブの売掛けによる借金を背負わされ売春をさせられる事案など、子供や女性の尊厳を著しく踏みにじり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼす事案が生じている。

さらに、近年、繁華街において、少年・少女への有害なサービスの提供や少年・少女による医薬品の過剰摂取が社会問題化している。

こうした中、警視庁では、ストーカー・DV等の人身安全関連事案はもとより、子供・女性に対する犯罪に対して、各種法令を適用した厳正な取締りを行っているほか、「登下校防犯プラン」に基づいた通学路における子供の安全確保のための対策や令和4年5月に制定された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく支援などの各種対策を推進している。

これら諸問題に対しては、社会の変化を見極めながら、子供や女性をはじめとする都民、国民の生命、身体及び財産の保護の観点から、積極的に対策を講じるとともに、警察のみならず関係行政機関、民間団体、業界団体等と連携した広報啓発活動を推進する必要がある。

<具体的要求内容>

ストーカー・DV、児童虐待等の人身安全関連事案対策や少年・少女に有害な環境の浄化対策をはじめ、ホストクラブ等の売掛金等に起因する違法行為やSNSの利用に起因した性犯罪等の被害防止対策、通学路等における子供の安全確保対策など、子供や女性を犯罪から守るための各種広報啓発活動を関係行政機関、民間団体、業界団体等と連携して推進すること。

6 特殊詐欺の被害防止に向けた対策の強化

(提案要求先 警察庁)
(都所管局 警視庁)

- (1) 犯行ツール対策に係る各種事業者に対する指導監督を強化すること。
- (2) 預貯金口座対策に係る金融機関に対する指導監督を強化すること。
- (3) 特殊詐欺の被害防止に向けた広報啓発活動並びに被害防止機器普及を充実強化すること。

<現状・課題>

特殊詐欺は、主に高齢者を言葉巧みにだまして財産を奪う卑劣な犯罪であり、その被害は都内だけでなく全国的に発生している。また、急増しているSNS型投資・ロマンス詐欺についても、都民、国民の体感治安に影響を及ぼす大きな要因となっている。

犯人グループが利用する犯行ツール面において、特殊詐欺犯行グループに固定電話番号を提供している悪質な電話転送サービス事業者に対し、摘発後、所有している在庫番号については一括利用停止する取組が開始されたが、電話転送事業を現行の届出制から許可制にするほか、増加傾向にある国際電話番号からのアポ電を遮断する等、更なる法制度の検討が必要と思われる。

また、預貯金口座の出し入れ・振込を連日、限度額いっぱい繰り返させるケースや、インターネットバンキング等を悪用、限度額を解除し、他人と接触する機会が無く送金させ、発覚が遅れる等により、高額被害が増加している状況であり、対策が急務である。

あわせて、これまで実施してきた都民、国民に対して、「犯人からの電話に出ない」ことが被害防止につながることや、最新の手口や手段などを効果的に広報啓発することにより、広く国民に周知することが不可欠であるものの、影響力の大きな全国放送のテレビ、ラジオなどの主要メディアを活用した大規模な広報啓発については、実現できていない状況である。

広報啓発活動と併せて、物理的に高齢者世帯を詐欺被害から守るための「自動通話録音機や迷惑防止機能付電話機、迷惑電話拒否装置」をはじめとする「特殊詐欺被害防止機器」等の普及や、増加するサポート詐欺をはじめとする架空料金請求詐欺に対し、携帯電話等へのセキュリティソフト導入についても、浸透していない状況である。

<具体的要求内容>

- (1) 現行の法制度では電話転送サービス事業者として届出が提出されていれば悪質な事業者であっても、固定電話番号が提供されている状況であることか

ら、関連省庁や電気通信事業者が連携し、届出制から許可制へ移行するほか、増加している国際電話番号からのアポ電を物理的に遮断する仕組みを構築するなど指導監督を強化できる仕組みを構築すること。

(2) 関連省庁が連携し、金融機関に対する預貯金口座のモニタリング強化及びＡＴＭやインターネットバンキングにおける振込制限等の基準の見直し等、指導監督の強化を図ること。

(3) 高齢者をはじめ、特に子・孫世代に対して、テレビやラジオ放送等の広域かつ多数が視聴するメディアを活用するなど、特殊詐欺やＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺の最新の手口や手段等を、スピード感をもって、的確に周知するための広報啓発活動を推進すること。

あわせて、特殊詐欺の被害を防止するため、発信者番号表示サービス等の更なる普及や、高齢者宅に設置する「特殊詐欺被害防止機器」、高齢者が使用する携帯電話等へのセキュリティソフト導入に対する補助制度の検討を図ること。

参 考

【令和５年中の特殊詐欺被害状況(確定値)】

都内	認知件数	2,918 件 (前年比	-300 件、	-9.3%)
	被害金額	約 81.5 億円 (前年比	+約 13.7 億円、	+20.2%)
全国	認知件数	19,033 件 (前年比	+1,463 件、	+8.3%)
	被害金額	約 441.2 億円 (前年比	+約 70.4 億円、	+19.0%)

7 サイバーセキュリティ対策の充実・強化

(提案要求先 警察庁)
(都所管局 警視庁)

サイバーセキュリティ対策に関する広報啓発活動等を推進するために必要な財源を確保すること。

<現状・課題>

デジタル化の進展等に伴い、サイバー空間は、全国民が参加し、重要な社会経済活動を営む公共空間として、より一層の重みを持つようになっている。

こうした中、警察庁公表の「令和5年におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について」(令和6年3月14日警察庁広報資料)によれば、

- 令和5年中の警察によるサイバー犯罪の検挙件数が前年より増加
- 警察庁が国内で検知した、サイバー空間における探索行為等とみられるアクセス件数が増加
- データの暗号化のみならず窃取を敢行し、「対価を支払わなければ当該データを公開する」などと更に金銭を要求する二重恐喝を行う等のランサムウェアによる被害が高水準で推移

等しており、さらには、実在のサービス等のかたって個人情報等を詐取するフィッシングについても、フィッシング対策協議会が受けた令和5年の報告件数が、過去最多であるほか、インターネットバンキングに係る不正送金事犯は、令和5年において被害件数及び被害総額が過去最多を更新するなど、サイバー空間をめぐる脅威は、極めて深刻な情勢が続いている。

以上の情勢を踏まえ、サイバー犯罪による被害を防止し、サイバー空間の安全を確保するためには、警察による取組のみならず、インターネットを利用する国民一人一人のサイバーセキュリティ意識の向上と民間事業者等における自主的な被害防止対策の促進が不可欠となっている。

警視庁では、各警察署による管内住民への広報啓発や、都内全ての区市町村、商工会議所等と締結した協定に基づく中小企業支援等、サイバー犯罪被害の防止を目的とした広報啓発活動等を強力に推進している。

しかし、サイバー空間には都道府県の境がなく、社会全体のサイバーセキュリティ意識を向上させるためには、全国各地から国民が集まる首都・東京において、都民のみならず、国民全体への波及効果がある広報啓発活動等を積極的に推進していく必要がある。

<具体的要求内容>

国民のサイバーセキュリティ意識を更に醸成するため、

- (1) グッズやポスター等の視覚に訴える広報啓発用アイテムの制作
- (2) サイバー犯罪の手口や基本的対策などをわかりやすく解説した啓発用映像を制作し、広く国民の目に触れるトレインチャンネルや街頭ビジョンで放映するなど、各種広報媒体を活用した大規模な広報啓発イベントの開催

- (3) 高齢者（65 歳以上）を対象とした、インターネット上の詐欺被害を疑似体験することができる「スマホ防犯教室」の開催
- (4) 実際にパソコンに触れながらマルウェア感染の体験、対処・通報方法の習得ができる中小企業者を対象とした実践型セミナーの実施
- (5) 脆弱性のある機器等を使う企業等への注意喚起を行うための資機材の配備等、サイバーセキュリティ対策に関する広報啓発活動等を強化・推進するために必要な財源を確保すること。

4 国民保護事案に関する普及・支援の推進

(提案要求先 内閣官房・国家公安委員会・消防庁・外務省・防衛省)
(都所管局 総務局)

- (1) 国民保護に係る事態を抑止するとともに、平素における情報収集や普及啓発を積極的に行うこと。
- (2) テロや武力行使に至らない不法活動等に対して、総合的に推進するための対処態勢を万全にするとともに、地方公共団体に必要な支援を行うこと。

<現状・課題>

ロシアによるウクライナ侵攻は、首都の戦略的重要性を改めて認識する機会となった。ミサイル攻撃に加えて、核兵器や生物・化学兵器の使用や武力行使に至らない不法行動など、様々な脅威が存在することが明らかになった。人口が密集し、通信・電力等のインフラが集中する首都東京においては、これらの脅威が都民の安全・安心はもとより、国家機能の維持に死活的な影響を及ぼす。

また、世界各地でテロが発生しており、首都東京でテロが起きた場合には、都民にも甚大な被害が想定される。

こうした状況を踏まえ、国民等が安心して住み、働き、訪れることができるよう、国民保護に係る事態に関する対策の推進に万全を期することが必要である。

<具体的要求内容>

(1) 平素の取組

ア 武力攻撃事態や緊急対処事態など国民の安全・安心に影響を与える様々な事態を抑止するため、国際社会と緊密に連携し、外交を含むあらゆる措置を講じること。

イ 武力攻撃事態や緊急対処事態及びそれらに発展する可能性にある事態に関して、常時かつ的確に情報収集を行うとともに、地方公共団体に対して必要な情報提供を行うこと。

ウ 国民に対して国民保護に係る各種事態のリスクや対応行動について普及啓発を行うとともに、国、地方公共団体が行う国民保護措置に関する理解を促進すること。あわせて、これら対応行動や措置を徹底するための全国規模の訓練を企画すること。

(2) テロや不法行動に対する取組

ア テロ等の事案発生から緊急対処事態の認定に至るまで、国が総合的に対処する体制を整備し、地方公共団体と国との情報連絡体制やテロ発生時の連携内容を明確化すること。

イ 国は、武力行使に至らない武装工作員等による不法活動等を未然に防止し、発生時に迅速かつ有効に対処するため、国・地方公共団体及び関係機関の

連携枠組みを構築するなど態勢を万全にすること。

また、地方公共団体が行う避難誘導などの国民保護活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行うこと。

5 ミサイル攻撃に関する対策の推進

(提案要求先 内閣官房・消防庁・外務省・防衛省)
(都所管局 総務局)

- (1) ミサイル攻撃に対する国としての対応の全体設計及びエリアごとのリスク評価、リスクに対する備えの準拠を示すこと。
- (2) ミサイル攻撃を受けた場合に、国民の生命・財産をより一層守るため、実効性のある避難施設確保策を国が主体となって進めていくこと。

<現状・課題>

令和4年以降、北朝鮮はかつてない高い頻度でミサイル等の発射を繰り返すなど、我が国は依然として北朝鮮の脅威に見舞われている。また、ロシアによるウクライナ侵攻は、首都の戦略的重要性を改めて認識する機会となった。こうした状況の中、国は令和6年3月に「武力攻撃を想定した避難施設（シェルター）の確保に係る基本的考え方」を示した。この中で、住民等の安全を一時的に確保するため、施設管理者の同意を得た上で指定する緊急一時避難施設について、政治経済の中枢を含む都市部及び重点取組分野の施設（地下施設（地下駅、地下街）等）における指定を促進するとともに、地域の実情に応じて、その充実も含めた在り方の検討に取り組むこととしている。また、武力攻撃災害が広範囲で長期に及ぶ可能性がある場合、避難の困難性等がある地域では、一定期間避難可能で堅ろうな避難施設としての「特定臨時避難施設」を整備することとしている。

しかしながら、国の示した考え方では、想定する脅威が通常弾に限定されているとともに、特定臨時避難施設は財政支援の対象地域が先島諸島のみであるなど、その他の脅威やエリアを踏まえたリスク評価、避難施設の在り方が十分示されているとは言い難い。

また、緊急一時避難施設の更なる指定促進に向けた取組や、指定の有無によらず都民等が避難できる施設の確保が重要である。

<具体的要求内容>

(1) ミサイル攻撃に対する国の方針及びリスク評価

ア 通常弾に限らず、NBC弾頭も想定したミサイル攻撃に対する国の基本方針や避難施設の整備に向けた考え方などを示すこと。

イ 人口や都市構造など、地域の実情を踏まえたエリアごとのリスク評価を行うとともに、具体的かつ実効性のある対応行動について、地方公共団体に示すこと。

(2) ミサイル攻撃に対する実効性のある取組

ア 内閣官房は、防衛省から瞬時に発射情報を入手できる態勢を構築するとともに、発射情報を入手次第、全国瞬時警報システム等を用いて、広く国民に

対して正確かつ迅速に警報を発令すること。

イ 先島諸島以外の地域であっても、ミサイル攻撃に対応可能な避難施設を新設又は既存施設の改修により整備する場合にあっては、国が必要な財政措置を講じること。また、公的機関や民間事業者が建造物の整備・改築等を行う場合に当該施設の設置義務を法制化するなど、幅広く避難施設確保に向けた対策を行うこと。

ウ 有事の際は、国民保護法第 148 条に基づく指定にかかわらず、民間施設を含め、全ての堅ろうな建築物や地下施設への避難を可能とすることを国民保護法上に位置付けるなど実効性を高める方策を検討すること。

エ 民間施設を中心とした施設管理者の協力が得られるよう、事故や損害発生時の責任や補償について統一的な考え方を検討し、基本指針等で明示するとともに、損害補償等を制度化すること。

オ 武力攻撃災害等に対処するための物資及び資機材等は、国の責任において確保すること。また、地方公共団体が備蓄する場合においては、物資及び資機材等の種類や数量をガイドラインで示すとともに、その財源を措置すること。